平成２１年（フ）第１７４５号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番７―307号
債務者　青木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６６号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟1111号
債務者　朝岡　理絵（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１２号
神戸市灘区篠原台11番20号クレールメゾン篠原台103号
債務者　三好　邦和
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
神戸市中央区中尾町10番30号ディオレ新神戸Ｇ棟217、従前の住所神戸市須磨区千守町２丁目１番43号
債務者　宮川　浩一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
神戸市灘区灘北通４丁目１番12―206号
債務者　松本　淳延
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
神戸市兵庫区東山町４丁目19番地の１　ワコーレ東山407号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町３丁目３番44号
債務者　田中　欣一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７８号
佐賀県鹿島市大字高津原3801番地２
債務者　不動寺勝子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3303番地　ＳＹＯハウス305
債務者　岸川　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲287番地３サンコーポ舟203
債務者　瀬尾　寶三
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９４３号
名古屋市中川区川前町106番地　ＹＭＤ川前103号
債務者　居酒屋風林火山こと　岩屋　洋行
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９０号
愛知県知多郡美浜町大字古布字屋敷167番地11
債務者　工藤　安昭
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４９号
北九州市戸畑区境川２丁目15番７号
債務者　松原　利幸
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７８号
青森県上北郡東北町字外蛯沢北久保22番地５
債務者　下浅美奈子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
青森県弘前市大字愛宕字山下32番地１
債務者　三上喜代人
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４号
青森県黒石市八甲102番地４
債務者　相馬　章子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１５号
青森県弘前市大字浜の町東３丁目12番地13
債務者　古川　琢啓
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８号
青森県弘前市大字文京町４番地10　アベハウス６号
債務者　西田　寿喜
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
青森地方裁判所弘前支部